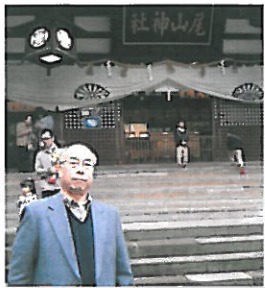


## あけましておめでとうございます



### 《年頭所感》

昨年の新書ベストセラーの一冊に、“デフレの正体”（藻谷浩介著）があります。今、日本には、将来を見据えた政策というものが示されていません。そのなかでも、私達は、自分達の生活は自分達で守っていかなければならないと思います。今年の年頭は、松下幸之助さんから言葉をいただきます。

“経営というものは、面白おかしく簡単にできるものではない。私は幾度となく、幸之助から「心を許して遊ぶ者は、経営者になる資格はない」と言われた。すなわち「人生＝仕事＝ゼロ」の覚悟があるかということだ。少なくとも組織に一人は、自分の命と人生をかけて経営を考える者がいないといけないう意味だと私は受け止めている。「人生＝仕事＝ゼロ」の覚悟をもった人材が存在しなければ、その組織は発展しない。松下幸之助は、一日24時間365日をそうした覚悟で経営に取り組み、7兆円企業に育て上げたのだ”

#### 松下が成功した九つの理由

1. 自分が凡人だったから良かったということ。凡人だからこそ、部下に「ものを尋ねる」ことができた。
2. 人材に恵まれたということ。幸之助の徹底した“気づきの教育”に多くの社員が“気づいてくれた”
3. 経営方針を明確にしたということ。
4. 理想を掲げたことにより、社員も夢を持つことができた。
5. 電器産業という時代性にあつた事業を展開したこと。
6. 派閥をつくらなかった。
7. 会社の売上や利益、資金などを社員にガラス張りにした
8. 経営に関する提言を多くの社員から募り、提案箱を設けるなど“全員経営”をした。
9. 「公」の仕事に関わっていると意識を社員全体が共有した。（出典 PHP 総合研究所所長 江口克彦）

日本政策金融公庫	普通貸付金利	2.25%~4.00%
	経営改善貸付	1.95%
平成22年12月9日より		

### 《編集後記》

平成23年が穏やかに始まりました。雪が少ないですね。これからどのように荒れていくのか、ちょっと気になります。最後の〇〇代です。もう一度花は咲かないでしょうか

### 平成23年度税制改正大綱から

平成23年度税制改正大綱が決定しました。税理士の仕事を始めた頃は、税法の理解と適用に一生懸命でしたが、この頃はこの税制でいいのだろうかと思うようになりました。平成23年度税制改正大綱から、私達の生活に必要な事項について、書かせていただきます。

#### (個人)

- ・給与所得控除の縮小  
年収1500万円超は245万円で頭打ちとなります。高額な法人役員等の給与にかかる給与所得控除が縮減されます。
- ・成年扶養控除は、年収568万円から段階的に控除を縮減します。（扶養親族が、障害者・学生・高齢者等の場合には適用があります。）
- ・勤続5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税が廃止になります。
- ・配偶者控除は継続します。
- ・上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は2年間延長です。
- ・寄附税制 控除が拡大されます。
- ・相続税の基礎控除額が引き下げ。  
従来5000万円+1000万円×法定相続人の数であった基礎控除額が、3000万円+600万円×法定相続人の数になります。
- ・相続税の最高税率が、50%⇒55%に引き上げられます。
- ・贈与税減税  
20歳以上の子どもや孫について税率を5~10%引き下げられます。  
相続時精算課税の適用要件が拡大されます。
- ・年金所得者の申告手続きの簡素化のため、一定の者に確定申告不要制度を創設します。



#### (法人)

- ・法人実効税率が5%引き下げられます。
- ・中小企業の軽減税率の引き下げがあります。  
18%⇒15%
- ・減価償却制度の見直し
- ・寄付金の損金算入限度額の拡大
- ・環境税の導入
- ・更正の請求の期間延長 現行1年⇒5年に
- ・消費税の免税事業者の要件見直し



…なんだか複雑になりそうですね!!…